2 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

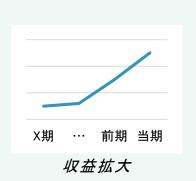
見直しの概要

特定税額控除規定の不適用措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長されました(措法42の13⑤)(※)。

- 1 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得金額がO を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、次の見直しが行われました。
- (1) 要件の上乗せ措置の対象に、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得金額がOを超える一定 の場合のいずれにも該当する場合が加えられました(措法42の135)ーイ)。
- (2) 国内設備投資額に係る要件が、当期の国内設備投資額が当期償却費総額の40%(改正前:30%)を超えることとされました(措 法42の13(5)二)。
- 2 継続雇用者給与等支給額に係る要件を判定する場合に給与等の支給額から控除する「その給与等に充てるため他の者から支払 を受ける金額」から、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除くこととされました(措法42の12の5⑤四、42の13⑤ーイ)。

[特定税額控除規定の不適用措置のイメージ図]













適用不可

特定税額控除規定

(以下の税額控除)

- ・研究開発税制(措法42の4(1)(7))
- ・地域経済牽引事業の促進区域内における投資促進税制(措法42の11 Ø2(2))
- ·5G導入促進税制(措法42の12の6②)
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(措法42の12の745)
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(措法42の12の7⑥)
- ※ 令和6年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則38)。なお、上記2に関し、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における 取扱いについては、9ページを参照してください。

(2) 判定フロー

前ページの見直し後の特定税額控除規定の不適用措置の判定フローは、次のとおりです。

- ◆ 対象法人 ➡ 中小企業者(適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等以外の法人 ◆ 対象年度 ➡ 令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
- ◆ 対象規定 ➡ 特定税額控除規定(前ページ参照)

